

議案第55号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和33年3月三宅町条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月9日 提出
三宅町長 森田 浩司

記

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 取得する財産 | ノートパソコン 41台 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金9,400,732円 |
| 4 契約の相手 | 奈良県奈良市三条大路1丁目10番28号 |

リコージャパン株式会社
デジタルサービス営業本部
奈良支社 奈良営業部
部長 頼田 浩介